

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本航空株式会社		コード	9201
提出日	2026/5/19	異動(予定)日	2026/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	柳 弘之	社外取締役	○														○		有
2	三屋 裕子	社外取締役	○																有
3	菰田 正信	社外取締役	○																有
4	岡田 謙治	社外監査役	○																有
5	松村 眞理子	社外監査役	○																有
6	渡辺 淳子	社外監査役	○															新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	グローバル展開を推進する企業の経営トップとしての豊富な経験と幅広い知見を有し、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。以上により、当社の持続的な企業価値の向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の定める「社外役員の独立性基準」(4. 補足説明参照)を満たす社外取締役として選任します。
2	三屋裕子氏は、2025年9月27日付で、退任するまで公益財団法人日本バスケットボール協会の代表理事であり、当社は同法人に協賛金の支払等を行いましたが、この合計金額は同法人の経常利益の0.13%未満です。また、同氏は、公益財団法人オリンピック委員会の副会長であり、2023年11月2日から2025年6月26日までは会長職を代行していました。当社は同法人に会費等の支払を行いましたが、この合計金額は同法人の経常利益の0.83%未満です。	企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、人材育成についても豊富な経験と実践的な知見を有し、多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。以上により、当社の持続的な企業価値の向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の定める「社外役員の独立性基準」(4. 補足説明参照)を満たす社外取締役として選任します。
3	菰田正信氏は、公益財団法人日本観光振興協会の会長であり、当社は同法人に会費等の支払を行いましたが、この合計金額は1,000万円以下です。	街づくりを中心に多様な事業を展開する企業の経営トップとして豊富な経験を有するとともに、日本経済団体連合会観光委員会委員長および日本観光振興協会会長を務めるなど、我が国の観光振興に向けた幅広い知見を有しております。以上により、当社の持続的な企業価値の向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の定める「社外役員の独立性基準」(4. 補足説明参照)を満たす社外取締役として選任します。
4	該当なし	総合商社の経営や財務経理部門の責任者としての実務経験と専門知識、および総合商社の常勤監査役や日本監査役協会のトップとしての豊富な経験に基づき、監査全般に関する実践的な視点から、当社の直面する経営問題、取締役会の運営方法、内部統制、リスク管理などについて監査・アドバイスをしております。以上により、当社の健全性の維持と持続的な企業価値の向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の定める「社外役員の独立性基準」(4. 補足説明参照)を満たす社外監査役として選任します。
5	該当なし	1988年4月の弁護士登録以降、第一東京弁護士会会長を務めるなど、法務、コンプライアンス分野における豊かな経験と見識に基づき、法律の専門家としての見地から、当社の直面する経営問題、取締役会の運営方法、内部統制、リスク管理などについて監査・アドバイスをしております。以上により、当社の健全性の維持と持続的な企業価値の向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の定める「社外役員の独立性基準」(4. 補足説明参照)を満たす社外監査役として選任します。
6	該当なし	監査、M&A支援、内部統制、IFRS・会計助言などに従事し、グローバルな知見と高い専門性、会計に関する高度な知見を有しております。以上により、当社の健全性の維持と持続的な企業価値の向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の定める「社外役員の独立性基準」(4. 補足説明参照)を満たす社外監査役として選任します。

4. 補足説明

当社の社外役員については、高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を高いレベルで確立し、企業価値の向上を図るため、その独立性を判断する基準(原則として、以下のいずれにも該当しない者を独立性を有する者と判断する)を以下のとおり定めております。

社外役員の「独立性基準」

- 現在または過去10年間に於いて、当社および当社の連結子会社の業務執行者(注)であった者。
- 過去3年間に於いて下記a～fのいずれかに該当していた者。
 - 当社との一事業年度の取引額が当社または当該取引先のいずれかの連結売上高の1%を超える取引先またはその業務執行者。
 - 当社への出資比率が5%以上の大株主またはその業務執行者。
 - 当社の主要な借入先またはその業務執行者。
 - 当社より年間1,000万円を超える寄付を受けた者または受けた団体に所属する者。
 - 当社より役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けた者またはその連結売上高の1%を超える報酬を受けた団体に所属する者。
 - 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者。
- 上記1および2に掲げる者の配偶者または二親等以上の親族。

(注)業務執行者とは業務執行取締役、執行役員をいう。

※上記はJALグループ「コーポレート・ガバナンスの基本方針」の一部であり、その全文はインターネット上の当社ウェブサイトでご確認いただけます。
(当社ウェブサイトアドレス <https://www.jal.com/ja/philosophy-vision/governance/#outsidedeficer>)

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。